

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）東内間地区）を行うことについて平成20年11月25日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成20年12月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成20年12月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀